

シンガポール日本人学校中学部 P T A 四役役員・選挙管理委員長選挙に関する内規

P T A 四役とは、P T A 会長・副会長・書記・会計の総称である。

第 1 条 P T A 四役役員・選挙管理委員長選挙に伴い派生する必要な事務処理、および選挙管理を行うために選挙管理委員会を設けるものとする。

第 2 条 選挙管理委員会は 1・2 学年の学年委員が兼任する事とし、選挙管理副委員長は 1・2 学年の専門委員の中より選出する事とする。

第 3 条 選挙管理委員会は、P T A 四役役員・選挙管理委員長選挙後に反省会をもち、3 月 31 日をもって解散する。

第 4 条 P T A 四役役員・選挙管理委員長選挙に伴う諸条件の取り決めについて

第 1 項 選挙、被選挙権とも対象者は、シンガポール日本人学校中学部 1・2 学年の会員とする。

第 2 項 選挙管理委員会は、P T A 四役・選挙管理委員長の各ポスト別に立候補者を募ることとする。

第 3 項 立候補者が出た場合、選挙管理委員会はその立候補者の信任を問う。

対象者の信任に異議のある方は申し出てもらい、会員の過半数の信任をもって当選とする。

立候補者が同じポストで 2 名以上出た場合、話し合いで 1 人に絞る。

第 4 項 立候補者がいなかったり、あっても不信任だった場合は、選挙を行って決めるものとする。

また、信任当選の有無に関わらず選挙は実施するものとする。

第 5 項 選挙管理委員会は、選挙用の調査用紙を作成し会員に配付するものとする。

第 6 項 第 5 項の調査用紙に従い下記免除規定にて審査し、候補者名簿を作成し、各会員に配付するものとする。日本人以外の会員は、日本語での参加が可能か確認する。

免除規定 以下の者は P T A 四役・選挙管理委員長を免除されるものとする。但し、P T A 四役・選挙管理委員長以外（学年委員、専門委員、バス委員等）の免除対象とはならない。

(1) 次年度において、未就学年齢児を持つ者・日本人学校中学部 3 年生を持つ者は、免除されるものとする。

・未就学児を持つ場合、子供の生年月日を確認できる書類（パスポート、グリーンカード等）コピー 1 通を提出。

・日本人学校中学部 3 年生を持つ場合、在学証明書、生徒証明書等コピー 1 通を提出。

(2) シンガポール日本人学校小、中学部のいずれかに於いて既に P T A 四役（会長、副会長、書記、会計）、バス委員長を経験したる者は永久免除されるものとする。

(3) 本帰国および他地への転勤等の場合は、退学届けの提出または会社等の正式辞令がある者のみ免除されるが、都合により仮辞令等も免除されるものとする。

(4) シンガポール日本人学校教員関係者（日本人学校小学部、中学部、事務局に限る）は、免除されるものとする。

(5) エンプロイメントパスを所持して就労している者は、免除されるものとする。

また、P R（永住権）か、もしくは現地国籍を持ってフルタイムで就労している者も免除されるものとする。ディペンデントパスでフルタイムで就労している者も免除さ

れるものとする。

- ・エンプロイメントパス（E P）所持者は、E Pのコピー1通と勤務先の就労証明書（過去1か月以内発行のもの、コピー不可）を提出。
- ・P R所持者は、P Rのコピー1通と勤務先のフルタイム就労証明書（過去1か月以内発行のもの、コピー不可）を提出。
- ・ディペンデントパス（D P）所持者は、勤務先のフルタイム就労証明書（過去1か月以内発行のもの、コピー不可）とレターオブコンセント（L O C）のコピー1通を提出。

（6）妊娠している方、病気療養中の方は、過去1か月以内発行の医師の診断書の提出をもって免除されるものとする。但し、病気療養中とは役員の職務遂行が不可能だと思われる病気の療養をしている方に限る。

（7）四役役員の任期は一年であるが、任期中に補充された後任の役員の任期は前任者の残任期間とし、任期一年に満たない後任者も役員経験したる者と認める。

第5条 選挙方法について

第1項 選挙人は中学部1・2学年のP T A会員とし、無記名投票とする。

第2項 第4条第6項の候補者名簿により、各会員は第1学年4名を連記し、選出するものとする。

第6条 選挙開票について

第1項 選挙管理委員会により、立会人（現P T A四役4名、教頭先生）同席をもって開票するものとする。同点者がでた場合は、現P T A四役および選挙管理委員会に一任する。

第2項 開票結果は得票数の多い者から順に20位までを公表する。公表された者は、上位から順に、信任当選により決定している四役・選挙管理委員長以外の四役・選挙管理委員長内定者となる。但し、選挙で選出された四役・選挙管理委員長内定者については、最終決定の公表時まで役職名は公表しない。また、四役・選挙管理委員長内定者は、いかなる委員をも引き受けてはならない。それ以外の公表された者は、小学部P T A四役、小・中学部バス委員長のみ立候補を認め、当選により生じた空席は、第21位以下の上位者より順次繰り上げ、最終決定の公表時まで埋め合わせていくものとする。開票後、新たに就労を始められた場合にも、内定者、次点者としての責務は免除されません。

第3項 最終決定した時点で、信任された四役・選挙管理委員長、またそれ以外の四役・選挙管理委員長については得票順に、会長・副会長・書記・会計・選挙管理委員長を公表すると同時に、次点者を15位まで補充し公表する。

第7条 次点者についての取り決め

第1項 次点者とは、選挙で選ばれ公表された者のうち、四役に決定した者、帰国等の理由により除外された者以外の者を指す。また、最終決定時に繰り上がり次点者として公表された者も含む。

第2項 次点者の待機期間は、四役最終決定日以降、翌年度末までとする。

第3項 次点者は待機中、本人の意思により、小学部P T A委員、中学部の学級委員に立候補することができる。但し、四役次点者としての責務は免除されないため、四役に欠員が生じた場合は、繰り上がって四役に就任しなければならない。よって、各部長・委員長、副部长・副委員長にも就くことができない。部員・委員全員が次点者の場合、その中から部長・委員長、副部长・副委員長を選出する。部長・委員長、副部长・副委員長となった者の四役次点順位は最後に繰り下げる。

- 第4項 次点者は待機中、小学部各学年委員長・専門委員長、バス委員、日本人会婦人部の役員に欠員が生じても立候補することはできない。
- 第5項 中学部で次点者となり、かつ小学部でも次点者となった場合、当該次点者いずれか一方の四役に繰り上がった場合、他方の次点者としての責務は免除される。
- 第6項 待機期間中に行われる次年度の役員選挙においては、小・中学部に関係なく全ての役員に立候補することができる。また、次年度小・中学部四役、バス委員長に立候補して信任された場合は、今年度中学部四役の次点者の責務は免除される。

第8条 欠員の補充

- 第1項 四役決定日以降の次点者は、次のように定める。
会長に空席が生じた場合、副会長がこれに代わり、他の三役に空席が生じた場合、次点者が順次その任に就く。選挙管理委員長に空席が生じた場合、4月の学級委員選出日までは、次点者が順次その任に就く。学級委員選出後は、副委員長がこれに代わり、委員長の在籍する学級の委員次点者が、選挙管理副委員長に就く。
- 第2項 四役決定時に次点者がなく、かつ四役に空席が生じた場合、空席の役員の補欠選挙を速やかに行う。
*四役決定日までは、選挙内規に準ずる。
- 第3項 選挙管理委員会解散後、次点者がいなくなった場合は、決定した新四役で話し合う。
- 第4項 選挙管理委員会解散後の補欠選挙は会長の招集により、速やかに臨時選挙管理委員会を発足し、直ちに補欠選挙を行う。

第9条 選挙に関わるすべてにおいて問題が生じた場合は、現PTA四役および選挙管理委員会に一任するものとする。

第10条 選挙に関する内規の改定は、PTA役員定例会の承認を得るものとする。

平成 5年 5月29日制定、即日施行	平成19年 3月 6日改定、即日施行
平成 6年 5月28日改定、即日施行	平成19年 6月 5日改定、即日施行
平成 7年 7月 3日改定、即日施行	平成19年 7月 3日改定、即日施行
平成 7年12月 4日改定、即日施行	平成20年 3月 4日改定、即日施行
平成 8年 7月 1日改定、即日施行	平成21年 7月15日改定、即日施行
平成 8年 9月 6日改定、即日施行	平成22年 2月24日改定、4月施行
平成 9年 1月13日改定、即日施行	平成23年 1月12日改定、4月施行
平成10年 7月 7日改定、即日施行	平成24年 7月12日改定、即日施行
平成11年 9月 8日改定、即日施行	平成25年 6月 6日改定、即日施行
平成11年11月10日改定、即日施行	平成26年11月18日改定、即日施行
平成14年 6月12日改定、即日施行	平成27年11月18日改定、即日施行
平成18年 7月 4日改定、即日施行	平成29年11月 7日改定、即日施行